

公益財団法人奥谷禮子財団

令和 7 年度募集要項

本奨学金の趣旨

学業優秀でありながら画材費及び材料費等の負担が重く、創作活動に支障をきたしている伝統工芸を学ぶ学部学生や研究所、研修所、工房等に在籍する研修生等に向けて奨学金を給付することで、将来社会に貢献し得る有為な 人材の育成に寄与しようとするものです。

本奨学金の特色

- ・ この奨学金は給付型のため返済義務はありません。
- ・ 奨学生の進路等について当法人は関与いたしません。
- ・ 他の奨学金を受けている場合でも応募いただけます。
- ・ 本人・家族の年収制限は御座いません。

応募資格

以下の(1)～(3)のすべてに該当すること。

- 1)大学学部、研究科において日本の伝統工芸技術（＊１）を学ぶ学生。（国籍を問わない）
- 2)本学に一年以上在籍したもの。（ただし年齢は問わない）
- 3)就学・研修状況及び生活状況について適時報告できること。

※他の奨学金制度との併用は可能です。また、本人・家族の年収制限は御座いません。

※１日本画、工芸、デザイン（テキスタイル、建築など含む）並びにこれらに類するもの（例：染織、漆器、陶芸など）

応募の目安

- ・ 学業成績：GPA(GradePointAverage)が 3.0 以上であること

※この目安は、応募を検討される際の一指標としてご参考いただきたい情報であり、応募条件ないしは合格基準を意味するものではありません。

募集期間

令和 7 年 4月1日～令和 7 年 5月31日

給付金額、期限及び採用人数

給付金額：年間 36 万円※原則返却不要

給付期間：3 年間（学部においては 2 年～4 年時）但し、留年・留学中は給付しない。

給付期限：7 月下旬に年額を一括給付

採用人数：10 名

応募手順

(出願書類)

- ①奨学生願書
- ②在学証明書
- ③成績証明書
- ④住民票の写し（同一世帯内全員分の記載があるもの）
- ⑤推薦状（指導教員によるもの）
- ⑥作品の写真（最大5点まで）

※HP に記載の [プライバシーポリシー](#) をよく読み、同意の上でご応募ください。

※④の住民票はマイナンバーの記載は必要ございません。

※⑤は研究室に作成を依頼し、5月21日までに学生課へ届くようにしてください。

※⑤は大学から財団へ提出します。

※⑥は、写真と作品制作者による作品の簡単な説明をつけてPDF化しご提出ください。

※提出書類はすべてスキャンした上でPDF形式に変換してメールでご提出ください。

応募方法

応募書類一式を以下のメールアドレス宛てにお送りください。

※直接の持参及び郵送では受け付けておりません。

※応募締め切りは令和7年5月31日必着とさせていただきます。

応募・問い合わせ先

以下のメールアドレス宛てにお問い合わせください。

公益財団法人奥谷禮子財団

メール：contact@okutanireiko-zaidan.org

ホームページ：<https://okutanireiko-zaidan.org>

選考及び採用の決定

この法人に設置する選考委員会が選考の上、採用を決定いたします。

- ・選考結果は採用者のみ令和7年7月中旬にメールにて本人及び在学期に通知します。
- ・選考の経過及び決定の理由についてはお答えいたしません。
- ・応募書類に重要な不備が認められる場合は選考の対象外とします。
- ・応募書類は採否に関わらず返却いたしません。

選考方法

書類選考により審査します。

また選考委員会は

- 1.奨学生願書に出願動機、自己PR、家庭事情などを書いてもらい、これを選考の判断の材料の一つとする。

- 2.指導教員又は研究所責任者の推薦があること。
- 3.過去作品のポートフォリオ、作品出品歴及び受賞歴、成績証明書、勉学態度等の内容も基準とする。
- 4.以上の 1, 2, 3 を全て勘案し選考委員会が総合的に判断し採否を決定する。

奨学金の給付

本人指定の口座等への年間分を一括振込払いとする。また、同一人物への給付期間は最長 3 年間とする。

奨学生の義務

奨学生となった方には、学部学生においては四年時に在学証明書・成績証明書、卒業後に卒業証明書・成績証明書を提出していただきます。また、就学状況・生活状況について確認を求められた際は、速やかに応じていただく必要があります。

届出

奨学生が次の各号の 1 つにでも当てはまる場合、直ちにその旨を届けていただく必要があります。

- 1.休学、復学、転学（留学含む）又は退学したとき
- 2.停学、除籍その他処分を受けたとき
- 3.正規の最短修業年限で成業の見込みがなくなったとき
- 4.負傷、疾病等のため就学の継続が困難となったとき
- 5.奨学金を必要としない事由が生じたとき
- 6.氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき

奨学金の休止、停止、廃止

奨学生が次の各号の 1 つにでも当てはまる場合は、奨学金の給付を休止、停止、または廃止することがあります。

- 1.休学、転学（留学含む）又は退学したとき
- 2.停学、除籍その他の処分を受けたとき
- 3.正規の最短修業年限で卒業の見込みがなくなったとき
- 4.負傷、疾病などのため就学の継続が困難となったとき
- 5.奨学金を必要としない事由が生じたとき
- 6.学業成績が著しく不良となったとき
- 7.応募書類などの提出書類に虚偽・不正があるとき
- 8.奨学生の義務を怠ったとき
- 9.その他、奨学生として適当でない事由があるとき